

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	平成 19 年 11 月 30 日(金) 第 7 9 4 5 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (985) (福祉保健課) . . . . . 2 生活保護法による居宅介護事業又は介護予防事業の廃止の届出 (986) (〃) . . . . . 2 大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (987) (経済政策課) . . . . . 3 保安林の指定施業要件の変更予定 (4 件) (988~991) (森林保全課) . . . . . 4 指定居宅サービス事業者の指定 (992) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 8 指定居宅サービス事業者の廃止 (993) (〃) . . . . . 8 指定居宅介護支援事業者の廃止 (994) (〃) . . . . . 9 指定介護予防サービス事業者の指定 (995) (〃) . . . . . 9 指定介護予防サービス事業者の廃止 (996) (〃) . . . . . 9 県営土地改良事業の工事の完了 (997) (中部総合事務所農林局) . . . . . 10
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3 件) (森林保全課) . . . . . 10
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施 (病院局総務課) . . . . . 16

# 告 示

## 鳥取県告示第 985 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 11 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	グループホームあがりみち	境港市上道町2087-2	認知症対応型共同生活介護	平成 19 年 10 月 15 日
株式会社ウエルベエン	鳥取市卯垣四丁目222	デイサービス家族	鳥取市雲山612	通所介護	平成 19 年 10 月 29 日
株式会社福山臨床検査センター	広島県福山市草戸町一丁目23-21	つばさ薬局	米子市上福原五丁目5-40	居宅療養管理指導	平成 19 年 11 月 1 日

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町2083	デイハウスあがりみち	境港市上道町2083-2	介護予防小規模多機能型居宅介護	平成 19 年 10 月 15 日
株式会社ウエルベエン	鳥取市卯垣四丁目222	デイサービス家族	鳥取市雲山612	介護予防通所介護	平成 19 年 10 月 29 日

## 鳥取県告示第 986 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業又は介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 11 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
医療法人社団ひだまりクリニック	米子市皆生温泉二丁目20-31	医療法人社団ひだまりクリニック	米子市皆生温泉二丁目20-31	平成 19 年 10 月 31 日

## 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
医療法人社団ひだまりクリニック	米子市皆生温泉二丁目 20-31	医療法人社団ひだまりクリニック	米子市皆生温泉二丁目 20-31	平成 19 年 10 月 31 日

## 鳥取県告示第 987 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第 5 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ジャスコ日吉津ショッピングセンター イーストコート  
 西伯郡日吉津村大字日吉津 1157
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 変更前 27,410 m<sup>2</sup>  
 変更後 36,589 m<sup>2</sup>
  - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ア 駐車場の位置及び収容台数
      - (ア) 位置 6 の書類に記載のとおり
      - (イ) 収容台数 変更前 1,600 台  
 変更後 2,844 台
    - イ 駐輪場の位置及び収容台数
      - (ア) 位置 6 の書類に記載のとおり
      - (イ) 収容台数 変更前 138 台  
 変更後 296 台
    - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
      - (ア) 位置 6 の書類に記載のとおり
      - (イ) 面積 変更前 243 m<sup>2</sup>  
 変更後 357 m<sup>2</sup>
    - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
      - (ア) 位置 6 の書類に記載のとおり
      - (イ) 容量 変更前 214 m<sup>3</sup>  
 変更後 286.5 m<sup>3</sup>
  - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯
      - (ア) 変更前  
 午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
      - (イ) 変更後

- ① 午前8時30分から午後11時30分まで
  - ② 午前8時から翌午前4時まで（一部午後10時まで）
- イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (ア) 出入口の数 変更前 5か所  
変更後 10か所
  - (イ) 位置 6の書類に記載のとおり
- 3 変更年月日
- (1) 2の(3)のアの(イ)の①の変更 平成19年11月16日
  - (2) (1)以外の変更 平成20年7月17日
- 4 変更する理由
- 店舗建物の増床に伴い、施設の配置及び運営方法の見直しを行ったため
- 5 届出年月日
- 平成19年11月16日
- 6 縦覧に供する書類
- 大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
- 平成19年11月30日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
- 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県商工労働部経済政策課  
米子市糺町一丁目160  
鳥取県西部総合事務所県民局  
西伯郡日吉津村大字日吉津872-15  
日吉津村地域振興課
- 9 意見書の提出
- 日吉津村の区域内に居住する者、日吉津村において事業活動を行う者、日吉津村の区域をその地区とする商工会その他の日吉津村に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

#### 鳥取県告示第988号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市国府町清水字太田123、616から622まで、623の1、623の2、624の1、625、626、宇西谷168の2、170から172まで、573から582まで、599から605まで、宇白髪谷222、224、224の1、225、226、519、520、520の1、521から527まで、529から533まで、字中尾223、467の1、468、469、470の1、472、字横岩227、229から231まで、499から509まで、字大場304の1、306、307、459、459の1、460、460の1、461の1、462の1、463、464、465の1、466、字ドウゴ岩324、326、329、字銘々谷354、354の1、355から357まで、357の1、358、359の1、361から363まで、364の1、365、字精進岩366から370まで、370の1、371から373まで、

373の1、374から379まで、字大谷380から391まで、396から401まで、405から409まで、字高平402の1、403、404、410から417まで、字才ノ尾392から395まで、426、426の1、427から434まで、字蛇谷418から425まで、字七廻り435から458まで、字小谷474から480まで、字柳坂481、483から489まで、字中ノ尾490から494まで、497、498、字蛛ガナル510から518まで、518の1、字滝ノ方534から536まで、538、字菅谷540、553から556まで、字ヒヨドリ尾543から545まで、547から551まで、字方山546、583から598まで、字南土居552の1、558、国府町菅野字坂畑75の26、75の28から75の30まで、字本谷76の6、国府町新井字桜谷316、321、321の1、323、字大平329、字向山343の1、343の6、国府町荒舟字池ノ谷399、字池ノ谷奥蛇抜谷647の1、647の2、647の4

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市国府町奥谷字於以茂谷1、1の1、字牛飼場2、3の1、3の2、4の1、4の2、5、6、字山田7、8、国府町上荒舟字学院平432、437、国府町中河原字太田442、444、445、446の1から446の3まで、字中土居449の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市国府町屋字ロヲツ谷433、434、434の1、570の1、字甌山571の1、571の7、国府町上地字堂面505の1、505の2、字上新田646の1、646の3、646の4、646の6、894の3、字ヲロ谷河原747の9、字子太ヶ田776の7、字森谷848、字大平ル909の1、912

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鳥取県告示第 989 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字小船字マクワ198の3、1007、1008、1013、1013の1、大字茗荷谷字タキ谷339の1、339の16から339の27まで、大字岩屋堂字寺山361、361の1から361の3まで、362から364まで、大字湯原字中野谷375から378まで、378の1、379、386の2、395、396、大字根安字向小谷口454の10（次の図に示す部分に限る。）、字向小谷520の7、521の2・521の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、大字中原字花ノ木1072、1072の1、1072の2、1073から1076まで、1076の1、1077、1077の1、1078、1078の1、1078の2、字上ミノ谷1129の10から1129の13まで、1129の16から1129の18まで、1129の21から1129の23まで、1129の46

#### （2） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

#### （3） 変更後の指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

#### 2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字茗荷谷字屋敷廻り156の3、字上小坂255、258、259の1、259の2、字屋敷廻り上エ331の7、331の10から331の15まで、大字中原字下モン谷1112の1、1113、字上ミノ谷1120、1120の1、1121、1122の1、1122の2、1123、1124、1124の1、1124の3、1132の4、1136

#### （2） 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

#### （3） 変更後の指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐は、択伐による。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜

町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第 990 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡湯梨浜町大字泊字要害664の1、665の1、666、667、字丸山1157、1160から1162まで
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、泊村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第 991 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
倉吉市森字赤瀬谷275、275の1、276、277、530、536から543まで、字岡平ル546の1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
宇赤瀬谷275、275の1、276、277、530、540から543まで  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市森字コクイ峯481、485の1、487、字イノフ497の3、498、字古屋敷507、字家ノ平519、大河内字山ノ神650、656の2、656の4、657、字汗干谷679の3、685の2、686、687、703の1（次の図に示す部分に限る。）、字林ノ峯781の11、字心吉ノ峰793、798の1、798の3、字屋敷通平854

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鳥取県告示第 992 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 11 月 30 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 トマトの会 理事長 福谷 則枝	東伯郡北栄町 北条島 366-7	ヘルパーステーシ ョントマトとっと り	鳥取市千代水四丁 目 68	訪問介護	平成 19 年 11 月 16 日

### 鳥取県告示第 993 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 11 月 30 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
----------------	----------------	----------------------	-----------------------	-----------	-------

株式会社コム スン 代表取締役 樋口 公一	東京都港区六本 木六丁目10-1	株式会社コムス ン鳥取ケアセン ター	鳥取市雲山112-2	訪問介護	平成19年10 月31日
〃	〃	株式会社コムス ン湖山ケアセン ター	鳥取市松並町一丁目 228	〃	〃
〃	〃	デイサービス・ コムスン鳥取	鳥取市吉方127	通所介護	〃

**鳥取県告示第 994 号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 11 月 30 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅介護支援事業を行っていた事業所の名称	居宅介護支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
株式会社コムスン 代表取締役 樋口 公一	東京都港区六本木六 丁目10-1	株式会社コムスン鳥 取ケアセンター	鳥取市雲山112-2	平成19年10月31 日

**鳥取県告示第 995 号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 11 月 30 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 トマトの会 理事長 福谷 則枝	東伯郡北栄町 北条島 366-7	ヘルパーステーシ ョントマトとっと り	鳥取市千代水四丁 目 68	介護予防訪問 介護	平成 19 年 11 月 16 日

**鳥取県告示第 996 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 11 月 30 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
株式会社コムスン 代表取締役 樋口 公一	東京都港区六本木六丁目10-1	株式会社コムスン 鳥取ケアセンター	鳥取市雲山112-2	介護予防訪問 介護	平成 19 年 10 月 31 日
〃	〃	株式会社コムスン 湖山ケアセンター	鳥取市松並町一丁目228	〃	〃
〃	〃	デイサービス・コムスン鳥取	鳥取市吉方127	介護予防通所 介護	〃

#### 鳥取県告示第 997 号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 30 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

土地改良事業の名称	工事完了年月日
畑地帯総合整備事業赤碕地区農業用排水施設、農道整備、区画整理、暗渠排水	平成 19 年 8 月 13 日

## 公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 11 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 11 月 9 日付鳥取県告示第 926 号）の内容

(告示の内容)

## 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

岩本 ふき	鳥取市長柄字三ツ枝ノ一 361 の 2
熊谷 為治	〃
岩本 ふき	鳥取市長柄字行司谷ノ二 367 の 2
熊谷 為治	〃
岩本 ふき	鳥取市長柄字行司谷ノ二 368
熊谷 為治	〃
岩本 ふき	鳥取市長柄字堤谷 382
熊谷 為治	〃
岩本 ふき	鳥取市長柄字堤谷 383
熊谷 為治	〃
岩本 ふき	鳥取市長柄字宮ノ谷 399 の 1
熊谷 為治	〃
岩本 ふき	鳥取市長柄字宮ノ谷 399 の 2
熊谷 為治	〃
近藤 薫	鳥取市矢矯字大滝谷ノ一 635 の 2
近藤 弘之	〃
三ツ国 勉	〃
三ツ国春雄	〃
近藤 薫	鳥取市矢矯字大滝谷ノ一 635 の 3
近藤 弘之	〃
三ツ国 勉	〃
三ツ国春雄	〃
近藤 薫	鳥取市矢矯字河内谷下分ノ一 637
近藤 弘之	〃
三ツ国 勉	〃
三ツ国春雄	〃
近藤 薫	鳥取市矢矯字河内谷下分ノ一 638
近藤 弘之	〃
三ツ国 勉	〃
三ツ国春雄	〃

近藤 薫	鳥取市矢矯字河内谷奥ノ一 639
近藤 弘之	〃
三ツ国 勉	〃
三ツ国春雄	〃

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

清水 鋼藏	鳥取市洞谷字藪ノ内 200
山本 秀治	鳥取市洞谷字坂ノ下タ 556 の 4 (次の図に示す部分に限る。)
森下熊次郎	〃
竹内 善藏	〃
竹内 利夫	〃
中川 實男	〃
田中 貢	〃
山本 秀治	鳥取市洞谷字坂ノ下タ 556 の 5 (次の図に示す部分に限る。)
森下熊次郎	〃
竹内 善藏	〃
竹内 利夫	〃
中川 實男	〃
田中 貢	〃
山本 秀治	鳥取市洞谷字坂ノ下タ 726
森下熊次郎	〃
竹内 善藏	〃
竹内 利夫	〃
中川 實男	〃
田中 貢	〃
山本 秀治	鳥取市洞谷字坂ノ下タ 729

森下熊次郎	〃
竹内 善藏	〃
竹内 利夫	〃
中川 實男	〃
田中 貢	〃
山本 秀治	鳥取市洞谷字坂ノ下タ 737 の 3 (次の図に示す部分に限る。)
森下熊次郎	〃
竹内 善藏	〃
竹内 利夫	〃
中川 實男	〃
田中 貢	〃
懸樋 芳己	鳥取市長柄字宮ノ谷 401 の 1
近藤 薫	鳥取市矢矯字蛙子谷ノ一 646
近藤 弘之	〃
三ツ国 勉	〃
三ツ国春雄	〃
近藤 薫	鳥取市矢矯字蛙子谷ノ二 647 の 2
近藤 弘之	〃
三ツ国 勉	〃
三ツ国春雄	〃

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保  
全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

-----

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき  
森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、

同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 11 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 11 月 9 日付鳥取県告示第 927 号）の内容  
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

新 正次	鳥取市福部町岩戸字ヘソ垣 159
川本 作造	〃
川島 巖	鳥取市福部町岩戸字ヘソ垣 395
嶋崎卯三郎	鳥取市福部町岩戸字ヘソ垣 403
〃	鳥取市福部町岩戸字ヘソ垣 405
前島 虎造	鳥取市福部町岩戸字ヘソ垣 406
筒井亦四郎	鳥取市福部町岩戸字ヘソ垣 407
小泉 とら	鳥取市福部町岩戸字ヘソ垣 409 の 2
嶋崎卯三郎	鳥取市福部町岩戸字ヘソ垣 416
一橋万太郎	鳥取市福部町岩戸字ヘソ垣 420
川村 力造	鳥取市福部町岩戸字ヘソ垣 422
〃	鳥取市福部町岩戸字ヘソ垣 423
川嶋 久造	鳥取市福部町岩戸字ヘソ垣 428
嶋崎卯三郎	鳥取市福部町岩戸字ヘソ垣 429
川村 力造	鳥取市福部町岩戸字ヘソ垣 430
岩崎筆三郎	鳥取市福部町岩戸字ヘソ垣 438 の 1
中本 尚	鳥取市福部町岩戸字家ノ上 443
磯島唯三郎	鳥取市福部町岩戸字家ノ上 446 の 2
山下萬太郎	鳥取市福部町岩戸字家ノ上 447
上野勇次郎	鳥取市福部町岩戸字家ノ上 448
沙魚川久四郎	鳥取市福部町岩戸字滝ノ上 457
山下萬太郎	鳥取市福部町岩戸字滝ノ上 462
沙魚川久四郎	鳥取市福部町岩戸字滝ノ上 468

前島 寅蔵	鳥取市福部町岩戸字滝ノ上 469
川島喜七郎	鳥取市福部町岩戸字滝ノ上 473
西谷惣三郎	鳥取市福部町岩戸字滝ノ上 479
〃	鳥取市福部町岩戸字滝ノ上 483
前島 寅蔵	鳥取市福部町岩戸字川ノ上 489
中本 尚	鳥取市福部町岩戸字川ノ上 491
西根源五郎	鳥取市福部町岩戸字川ノ上 493
嶋崎卯三郎	鳥取市福部町岩戸字川ノ上 501
東家 糸造	鳥取市福部町岩戸字川ノ上 505
山下萬太郎	鳥取市福部町岩戸字川ノ上 515
筒井亦四郎	鳥取市福部町岩戸字川ノ上 519
細川 喜明	鳥取市福部町蔵見字ヨジ谷 771 の 15
安田 光次	鳥取市福部町蔵見字ヨジ谷 771 の 20
安田 太吉	鳥取市福部町蔵見字ヨジ谷 771 の 32

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)前田 稔夫の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 11 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る鳥取市鹿野町河内字竹谷 4289 の土地について、森林法第

33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 11 月 9 日付鳥取県告示第 928 号）の内容

（告示の内容）

- （1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市鹿野町河内字竹谷 4289
- （2） 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- （3） 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - （ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - （イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - （ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

## 調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 11 月 30 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

### 1 調達内容

- （1） 調達案件及び数量  
鳥取県立厚生病院物品調達管理業務 一式
- （2） 調達案件の仕様  
物品調達管理業務基本仕様書による。
- （3） 履行期間  
契約の日から平成 23 年 3 月 31 日まで
- （4） 履行場所  
倉吉市東昭和町 150 鳥取県立厚生病院
- （5） 入札方法
  - ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、5 の（2）に定める書類等を別に提出しなければならない。
  - イ 入札金額は（1）に掲げる調達案件に係る必要な機器等の金額を合計した額を記載すること。
  - ウ 契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入札書

に記載すること。

## 2 入札参加資格

この競争入札に参加することができる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

### (1) 単独企業に関する資格及び条件

- ア 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 平成 19 年 11 月 30 日（金）から入札書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- ウ 平成 19 年 11 月 30 日（金）から入札書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- エ 入札書の提出の日までの間に、平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が医療・理化学機器類の医療機器に登録されている者であること。なお、この競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格の審査の書類申請を平成 19 年 12 月 12 日（水）午後 4 時までに 4 の（2）の場所に提出すること。
- オ 平成 14 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間に、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 5 号に規定する一般病床 300 床以上の病院から受注した物品調達管理業務（以下「同種業務」という。）を受注し、完遂した実績を有すること。
- カ この競争入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

### (2) 共同企業体に関する資格及び条件

- ア 各構成員が（1）のアからエまでのすべてに該当すること。
- イ 構成員のうち、いずれかの者が（1）のオに該当すること。
- ウ 共同企業体が、2 以上の者により自主的に結成されたものであること。
- エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じである場合には、いずれかの者が代表者となること。
- オ 各構成員が、この競争入札において他の共同企業体の構成員でないこと。
- カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

（ア） 目的

（イ） 共同企業体の名称

（ウ） 構成員の名称及び所在地

（エ） 代表者の名称

（オ） 代表者の権限

（カ） 構成員の出資比率

（キ） 構成員の責任

（ク） 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

（ケ） 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

（コ） 解散後の瑕疵担保責任

（サ） その他必要な事項

## 3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局管財課

## 4 入札手続等

### (1) 入札書の提出先及び問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町 150  
鳥取県立厚生病院医療情報管理室  
電話 0858-22-8181 (内線 3550)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220  
鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当  
電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書等の交付

入札説明書その他の資料は、平成 19 年 11 月 30 日 (金) から同年 12 月 10 日 (月) までの間にインターネットのホームページ (<http://www.pref.tottori.jp/kouseibyoin>) から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、240 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び時間

平成 19 年 11 月 30 日 (金) から同年 12 月 10 日 (月) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 20 年 1 月 10 日 (木) 午前 11 時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前 10 時とする。)  
鳥取県立厚生病院大会議室(外来・中央診療棟 5 階)

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この競争入札に参加を希望する者は、参加表明書及び 2 の(1)のオの実績に係る書類を、4 の(1)の場所に平成 19 年 12 月 11 日 (火) 午後 5 時までに提出しなければならない。また、入札説明書に示す入札関係書類を、4 の(1)の場所に平成 19 年 12 月 21 日 (金) 午後 5 時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。)第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。)第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号)第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 落札者の決定方法

(1) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内において入札を行った者であること。

(2) 提案書の内容について、別記「落札者決定基準」に示す各項目の加点の上限の範囲内で提案内容の評価に応じて加点する。

(3) 入札価格については、次の式により換算し、入札価格に対する点数（以下「価格点」という。）を与える。

なお、価格点の上限は、100 点とする。

価格点 = 100 点 × (1 - 入札価格 × 1.05 / 予定価格)

(4) (2) 及び (3) により算出された加点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。

(5) 加点及び価格点の合計点数が最も高い者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。なお、提案書の評価に時間を要するため、入札者はあらかじめ開札時にくじを引いておくものとする。この場合において、入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : A system of supply processing and distribution

(2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 :00 PM, 11 December, 2007

(3) Time-limit for the submission of documents for the tender : 5 :00 PM, 21 December, 2007

(4) Time-limit for the submission of tenders : 11:00 AM, 10, January, 2008

Time-limit for the submission of tenders by registered mail : 10:00 AM, 10, January, 2008

(5) Please contact : Medical Information Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital, 150 Higashishowa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan  
TEL 0858-22-8181 ex. 3550

別記 落札者決定基準

(単位：点)

評価の内容（考え方）	提案を求める内容	主な評価基準	加点の上限
1 準備業務	(1) 業務内容 (2) スケジュール及び体制 (3) 病院所有在庫品との切り替え	・準備業務が具体的に明示されていること。 ・妥当なスケジュールが明示されており、適切な人員が確保され、業務が確実に遂行できること。 ・病院業務に支障がなく、利便性の優れた内容であること。	100
2 調達業務	(1) スケジュール及び体制 (2) 持込品の対応の体制 (3) 定数管理対象物品の範囲 (4) 同等品・類似品等有用な提案方法 (5) 新規採用物品の単価及び締結済物品の単価を変更する場合の単価算出方法 (6) 休日、夜間及び緊急時の体制 (7) 年末年始及び休日が3日以上継続する場合のスケジュール及び体制	・具体的なスケジュールが明示されており、適切な人員が確保され、業務が確実に遂行できること。 ・使用頻度が低い物品でも定数管理対象物品となっていること。 ・同等品・類似品等の提案方法が具体的に実行可能な内容となっていること。 ・単価の算出方法が合理的な算出方法となっており、コスト削減効果があること。（条件：現行以上の値引率）	300
3 納品検収業務	スケジュール及び体制	・具体的なスケジュールが明示されており、適切な人員が確保され、業務が確実に遂行できること。	50
4 搬送業務	(1) スケジュール及び体制 (2) 各部署における物品の補充方法 (3) 術式・処置別キットの作成	・具体的なスケジュールが明示されており、適切な人員が確保され、業務が確実に遂行できること。 ・病院業務に支障がなく、利便性の優れた内容であること。 平日における緊急時の臨時対応が利便性に優れていること。 ・使用内容の検証が可能であること。	150
5 在庫管理業務	(1) 院内倉庫の在庫品 (2) 各部署の定数基準等 (3) 有効期限チェック方法 (4) 委託業務期間満了時における預託在庫品	・在庫物品の範囲、適正在庫の考え方が明示され、病院にとって利便性に優れていること。 ・合理的な有効期限チェック方法が明示されていること。 ・病院業務に支障がなく利便性の優れた内容であること。	100
6 消費管理業務	(1) 請求漏れ防止、差異原因追求方法 (2) 改善提案の具体例	・方法が具体的に実行可能な内容となっていること。 ・改善提案の内容が病院にとって有効であり、合理的な方法であること。	100
7 システム管理業務	システム管理体制	・適切な人員が確保され、業務が確実に遂行できること。	50
8 棚卸業務	スケジュール及び体制	・スケジュールが明示されており、適切な人員が確保され、業務が確実に遂行できること。	50
9 クレーム処理業務	不具合発生時対応	・適切な人員が確保されていること。	50
10 業務遂行体制、稼働実績及び業務に当たっての病院職員の意見反映に対する考え方	(1) 業務全般の院内及び院外における体制 (2) 業務受託実績 (3) 管理責任者の経歴 (4) 代行業者の実績 (5) 大事故発生時や災害時における物品供給の体制 (6) 病院との協議、意見交換等	・業務に係る人員が確保されており業務が確実に遂行できること。 ・総括責任者及び業務管理責任者が同種業務の技能を有していること。	100
小計			1050
11 購入実績に対する金額	購入実績に対する金額	・より安価であること。（総額の上限201,782,000円） 総額の上限より1パーセント金額が下がるとに20点づつ加算する。	設けない